

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

第24回理事会 議事要旨

1 決議があったものとみなされた日

2025年1月20日（月）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号提案 常勤理事の報酬の額

役員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第2項に基づき、常勤理事の報酬の具体額について決定すること。

第2号提案 事務次長（業務執行理事）の選定

定款第20条第2項、第3項、第21条第3項及び第29条第3号の規定により、事務次長について、次のとおり選定すること。

事務次長（業務執行理事） 八山 幸司

第3号提案 代表理事及び会長の代行順位

定款第13条第1項、第14条、第31条第1項及び第32条第2項に基づき、代表理事及び会長に事故あるとき又は欠けたときは、次に掲げる順序により、代行すること。

- 1 河村 正人 事務総長
- 2 佐藤 速水 事務次長
- 3 小池 政則 事務次長
- 4 栗本 尚幸 事務次長
- 5 八山 幸司 事務次長

第4号提案 事務次長の職務権限規程の改正について

定款第22条第2項の規定により、事務次長の職務権限規程について改正すること。

3 議事の経過及び結果

2025年1月14日、事務総長・代表理事の河村 正人が理事及び監事の全員に対して、第24回理事会の決議の目的である事項について提案した。当該提

案につき、第1号提案から第4号提案については理事の全員から書面により同意の意思表示を得た。

また、すべての提案につき、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得た。

このため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条（定款第33条第2項）に基づき、理事会の決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。